

経 済 産 業 省

20190408貿局第1号
輸出注意事項2019第13号
経済産業省貿易経済協力局

「原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて」（平成12年3月30日付け輸出注意事項12第14号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて」等の一部改正
について

「原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて」（平成12年3月30日付け輸出注意事項12第14号）等の一部を下記のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

記

- (1) 「原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて」（平成12年3月30日付け輸出注意事項12第14号）の一部を別紙の新旧対照表（表1）のとおり改正する。
- (2) 「工作機械の位置決め精度等の申告値について」（平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号）の一部を別紙の新旧対照表（表2）のとおり改正する。
- (3) 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）の一部を別紙の新旧対照表（表3）のとおり改正する。
- (4) 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）の一部を別紙の新旧対照表（表4）のとおり改正する。
- (5) 「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）の一部を別紙の新旧対照表（表5）のとおり改正する。
- (6) 「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月19日付け輸出注意事項19第14号）の一部を別紙の新旧対照表（表6）のとおり改正する。
- (7) 「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）の一部を別紙の新旧対照表（表7）のとおり改正する。
- (8) 「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）の一部を別紙の新旧対照表（表8）のとおり改正する。

「原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて」等の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

(表1)

○原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて（平成12年3月30日付け輸出注意事項12第14号）

改正後	現行
1～4 (略) [別紙様式] 原子力関連貨物の輸出通関等実績報告書 年 月 日 経済産業大臣 殿 (略)	1～4 (略) [別紙様式] 原子力関連貨物の輸出通関等実績報告書 平成 年 月 日 経済産業大臣 殿 (略)

(表2)

○工作機械の位置決め精度等の申告値について（平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号）

改正後	現行
1. ～12. (略) (別紙1) 受理番号：申告値16-〇〇〇 年 月 日 数値制御工作機械「位置決め精度等」申告書 (略)	1. ～12. (略) (別紙1) 受理番号：申告値16-〇〇〇 平成 年 月 日 数値制御工作機械「位置決め精度等」申告書 (略)
(別紙2) 受理番号：申告値16-〇〇〇 年 月 日 数値制御工作機械（現地製造工作機械）「位置決め精度等」申告書 (略)	(別紙2) 受理番号：申告値16-〇〇〇 平成 年 月 日 数値制御工作機械（現地製造工作機械）「位置決め精度等」申告書 (略)
(別紙3) 数値制御工作機械「位置決め精度等」申告値一覧表 (年 月 日現在) (略)	(別紙3) 数値制御工作機械「位置決め精度等」申告値一覧表 (平成 年 月 日現在) (略)
(別紙4) 数値制御工作機械（現地製造工作機械）「位置決め精度等」申告値一覧表 (年 月 日現在) (略)	(別紙4) 数値制御工作機械（現地製造工作機械）「位置決め精度等」申告値一覧表 (平成 年 月 日現在) (略)
(別紙5) 年 月 日 数値制御工作機械「位置決め精度等」の申告値受理票内容等訂正（変更）願 (略)	(別紙5) 平成 年 月 日 数値制御工作機械「位置決め精度等」の申告値受理票内容等訂正（変更）願 (略)

(表3)

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）

(略)	輸 出 者	輸 出 者
	住 所	住 所
	氏 名	氏 名
	<u>報告対象年度</u>	(新設) (略)

(表7)

○「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」(平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号)

改 正 後	現 行
1～4 (略) 別紙様式 輸出承認申請説明書 年 月 日 (略)	1～4 (略) 別紙様式 輸出承認申請説明書 平成 年 月 日 (略)

(表8)

○「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」(平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号)

改 正 後	現 行
1～4 (略) 別紙様式 輸出承認申請説明書 年 月 日 (略)	1～4 (略) 別紙様式 輸出承認申請説明書 平成 年 月 日 (略)

経済産業省

20190408 貿局第1号
輸出注意事項2019第14号
輸入注意事項2019第14号
経済産業省貿易経済協力局

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「特定手続等に係る申請者の届出について」の一部改正について

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

「特定手続等に係る申請者の届出について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）

改正後	現行
<p>1～4 (略)</p> <p>5. 受付窓口 申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>電子化・効率化推進室</u> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号</p> <p>別紙 (略)</p> <p>[別紙参考様式①] 届出理由書 年 月 日 (略)</p> <p>[別紙参考様式②] 委任状 年 月 日 (略)</p> <p>[記載例1]～[記載例3] (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5. 受付窓口 申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易管理課（システム管理係）</u> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号</p> <p>別紙 (略)</p> <p>[別紙参考様式①] 届出理由書 平成 年 月 日 (略)</p> <p>[別紙参考様式②] 委任状 平成 年 月 日 (略)</p> <p>[記載例1]～[記載例3] (略)</p>

経済産業省

20190408貿局第1号
輸入注意事項2019第15号
経済産業省貿易経済協力局

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」（平成2年6月22日付け2貿局第194号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」の一部改正について

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」（平成2年6月22日付け2貿局第194号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（平成2年6月22日付け2貿局第194号）

改正後	現行
<p>[別紙様式]</p> <p>北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請前の確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>輸入確認書（さけ及びます並びにこれらの調製品）</p> <p>(略)</p> <p>輸入数量 kg (漁種別に記載される)</p> <p>有効期間 <u>年 月 日</u></p> <p style="text-align: right;">水産庁長官</p> <p>[裏面] (略)</p>	<p>[別紙様式]</p> <p>北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請前の確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>輸入確認書（さけ及びます並びにこれらの調製品）</p> <p>(略)</p> <p>輸入数量 kg (漁種別に記載される)</p> <p>有効期間 <u>平成 年 月 日</u></p> <p style="text-align: right;">水産庁長官</p> <p>[裏面] (略)</p>

経済産業省

20190408 貿局第1号
輸入注意事項2019第16号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部改正について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）

改正後	現行
[別紙様式1] 輸入承認申請説明書 (略) <u>年月日</u>	[別紙様式1] 輸入承認申請説明書 (略) <u>平成 年 月 日</u>
[別紙様式2] 学術研究用の使用誓約書 (略) <u>年月日</u>	[別紙様式2] 学術研究用の使用誓約書 (略) <u>平成 年 月 日</u>
[別紙様式3] 輸入状況報告書 (略) <u>年月日</u>	[別紙様式3] 輸入状況報告書 (略) <u>平成 年 月 日</u>
[別紙様式4] 引渡報告書 (略) <u>年月日</u>	[別紙様式4] 引渡報告書 (略) <u>平成 年 月 日</u>
[別紙様式5] 輸入申請手続代行証明書 (略) <u>年月日</u>	[別紙様式5] 輸入申請手続代行証明書 (略) <u>平成 年 月 日</u>
[別紙様式6] [別紙様式7] 内容変更承認申請書 (略) <u>年月日</u>	[別紙様式6] [別紙様式7] 内容変更承認申請書 (略) <u>平成 年 月 日</u>

経済産業省

20190408貿局第1号
輸入注意事項2019第17号
経済産業省貿易経済協力局

「めろの事前確認制移行について」（平成12年4月17日付け輸入注意事項12第27号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「めろの事前確認制移行について」の一部改正について

「めろの事前確認制移行について」（平成12年4月17日付け輸入注意事項12第27号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

(別 紙)

「めろの事前確認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○めろの事前確認制移行について（平成12年4月17日付け輸入注意事項12第27号）

改 正 後	現 行
[別紙様式] めろ漁獲証明等報告書 <u>年 月 日</u> (略)	[別紙様式] めろ漁獲証明等報告書 <u>平成 年 月 日</u> (略)

経済産業省

20190408貿局第1号
輸入注意事項2019第18号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

(別 紙)

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について (平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)

改正後	現 行
[別紙様式] 輸入公表三の七の(3)に基づく輸入に関する確認申請書 経済産業大臣 殿 <u>年 月 日</u> (略)	[別紙様式] 輸入公表三の七の(3)に基づく輸入に関する確認申請書 経済産業大臣 殿 <u>平成 年 月 日</u> (略)

経済産業省

20190408貿局第1号
輸入注意事項2019第19号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

(別 紙)

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について (平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号)

改正後	現 行
<p>[別紙様式] 輸入公表三の七の(4)に基づく輸入に関する確認申請書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p>(略)</p>	<p>[別紙様式] 輸入公表三の七の(4)に基づく輸入に関する確認申請書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 年 月 日</u></p> <p>(略)</p>

経済産業省

20190408貿局第1号
輸入注意事項2019第20号
経済産業省貿易経済協力局

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部改正について

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

(別紙)

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）

改正後	現行
<p>[別紙様式第1] (略)</p> <p>[別紙様式第2] 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p>	<p>[別紙様式第1] (略)</p> <p>[別紙様式第2] 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 年 月 日</u></p>

経済産業省

20190408貿局第1号
輸入注意事項2019第21号
経済産業省貿易経済協力局

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(7)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(7)）の輸入の確認について」の一部改正について

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(7)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

(別 紙)

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について」の一部を改正する
規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）

改正後	現 行
<p>[別紙様式第1] (略)</p> <p>[別紙様式第2] 試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>[別紙様式第1] (略)</p> <p>[別紙様式第2] 試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(略)</p>

経 済 産 業 省

20190408貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成22年6月23日付け平成22・06・14貿局第1号)の一部を次のとおり改正する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成22年6月23日付け平成22・06・14貿局第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月1日から施行する。

(別紙)

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成22年6月23日付け平成22・06・14貿局第1号)

改正後	現行
I・II (略) 別紙様式1・2 (略) 別紙参考様式 輸出許可申請説明書 年 月 日 (略)	I・II (略) 別紙様式1・2 (略) 別紙参考様式 輸出許可申請説明書 平成 年 月 日 (略)